

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 1号機における運転上の制限の逸脱について

平成 17 年 9 月 17 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、平成 17 年 9 月 16 日より点検停止のため停止操作中ですが、原子炉停止時冷却系^{*1}の起動準備中において、当該系統の入口弁（A）を開操作したところ、全開になりませんでした。このため、当該系統が動作可能な状況にないことを確認したことから、本日午前 10 時 10 分、保安規定第 34 条で定める「運転上の制限」^{*2}を満足していないと判断いたしました。

（添付「原子炉停止時冷却系 系統概略図」参照）

その後、当該系統の入口弁（B）を開けて冷却を開始し、本日午後 2 時 10 分に冷温停止状態^{*3}となりました。これにより、同時刻に保安規定第 34 条に係わる「運転上の制限」の逸脱は解除となりましたが、冷温停止状態における保安規定第 35 条で定める「運転上の制限」^{*4}の逸脱に移行しました。

今後、当該弁の点検および原因について調査いたします。
なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以上

* 1 : 原子炉停止時冷却系

原子炉を停止した後、原子炉冷却材（炉水）を冷却し、崩壊熱を除去するための系統。

* 2 : 保安規定第 34 条で定める「運転上の制限」

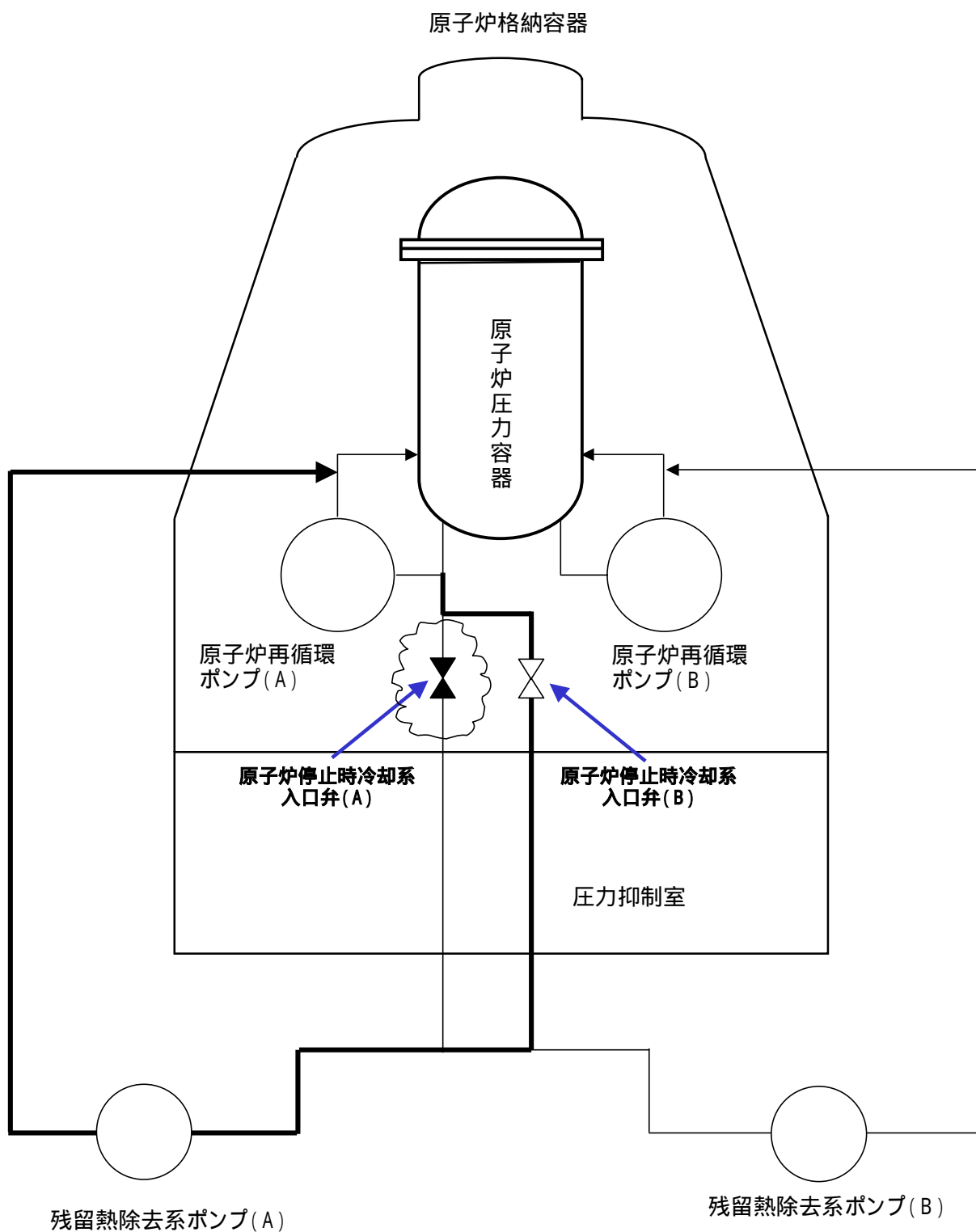
保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。保安規定第 34 条では、原子炉が高温停止状態（原子炉冷却材温度が 100 以上）において、原子炉停止時冷却系の 2 系列（A・B）が動作可能であることが要求されている。

* 3 : 冷温停止状態

原子炉冷却材温度が 100 未満の状態。

* 4 : 保安規定第 35 条で定める「運転上の制限」

「原子炉停止時冷却系の 1 系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまでさらに 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること」又は「原子炉停止時冷却系が停止した場合でも原子炉冷却材温度を 100 未満に保つことができること」が要求されている。



原子炉停止時冷却系 系統概要図